

# 本検討会の検討対象及び基本的な考え方について

---

令和4年度 第1回 自動運転車を用いた自動車運送事業における  
輸送の安全確保等に関する検討会

- 自動運転の実現に向け、各分野における制度整備やあり方についての検討が進められている。
- 本検討会では、自動車運送事業における輸送の安全確保等に関するルールの見直し(自動運転車を用いた旅客/貨物自動車運送事業において輸送の安全確保等のために運送事業者が具体的に講ずべき事項の設定等)について検討を行う。

□ 本検討会の検討対象

	<div style="border: 1px solid green; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">                     運送事業に関するルール                 </div>		<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">                     交通に関するルール                 </div>	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">                     車両に関するルール                 </div>	<div style="border: 1px solid purple; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">                     民事責任に関するルール                 </div>
法律名	道路運送法 貨物自動車運送事業法		道路交通法	道路運送車両法	自動車損害賠償保障法
これまでの対応	輸送の安全確保等関係	その他関係	自動運行装置を使用する運転者の義務や作動状態記録装置による記録に関する規定の整備等 【改正道路交通法施行(2020年4月)】  特定自動運行(レベル4相当)に係る許可制度の創設※ 【改正道路交通法公布(2022年4月)、公布後1年以内施行】	保安基準対象装置への自動運行装置の追加(レベル4まで対応) 【改正道路運送車両法施行(2020年4月)】	レベル0~4までの自動車 が混在する当面の「過渡期」 における自賠法に基づく損害賠償責任のあり方についてとりまとめ 【2018年3月公表】
	限定地域での無人自動運転移動サービスにおいて旅客自動車運送事業者が安全性・利便性を確保するためのガイドラインの策定 【2019年6月公表】	無人自動運転移動サービスの実用化に向けた「完全キャッシュレス」の取扱いについて 【2021年4月通達】			
今後	自動運転車を用いた旅客/貨物自動車運送事業において輸送の安全確保等のために事業者が講ずべき事項の設定等	自動運転車を用いた旅客/貨物自動車運送事業において事業者が実施すべき手続きの設定等	特定自動運行(レベル4相当)に係る許可制度の施行【公布後1年以内】	レベル4の自動運転車の保安基準の整備	「過渡期」を過ぎてレベル5の自動運転車が普及する段階における整理

- 本検討会では、運転者が不在となる自動運転車を用いた自動車運送事業における「運転操作以外の業務」の取扱いについて検討を行う。
- 具体的には、運転者が遠隔から操作し車内に不在となる自動運転車及び運転者が車内にも遠隔にも存在しない自動運転車を用いた自動車運送事業において、輸送の安全等を確保するため、「運転操作以外の業務」を誰がどのように行うかについて検討を行う。

本検討会の検討対象

運転者の存在	運転操作	運転操作以外の業務
車内に存在	運転者又は自動運行装置	運転者
車内には不在だが、 遠隔に存在	運転者(遠隔)又は自動運行装置	運転者(遠隔)又は運送事業者※
車内にも遠隔にも不在	自動運行装置	運送事業者

※運転者が存在するため、一義的には遠隔に存在する運転者がすべての運転操作以外の業務を行うこととなるが、輸送の安全確保等の観点から、運転者が遠隔には存在するが車内には存在しない事業形態において運送事業者がとるべき措置等についても検討の対象に含める。

## 原則

道路運送法/貨物自動車運送事業法において、輸送の形態(自動運転車/有人運転車、運転者が存在する/しない)を問わず、自動車運送事業者が輸送の安全確保等に係る責務を負う。

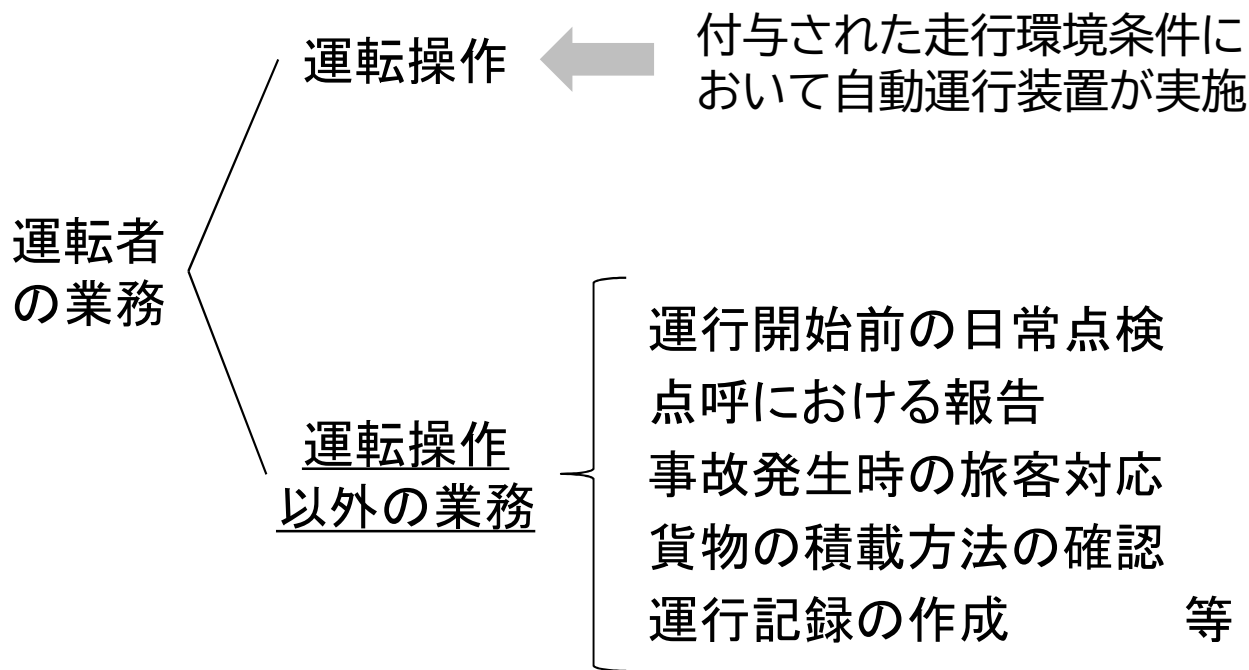
### 基本的な考え方①:運転者が存在する場合と同等の輸送の安全等の確保

運転者が不在となる自動運転車を用いた自動車運送事業においても、非常時における対応等これまで運転者が担っていた運転操作以外の業務を確実に実施し、運転者が存在する場合と同等の輸送の安全等を確保することが必要ではないか。

### 基本的な考え方②:事業の形態によらない運送事業者の責任

運送事業者が、運行状態の監視業務や非常時の対応業務等を契約により外部の者に実施させることとする場合においても、運送事業者の責任の下、関係者の責務や役割分担を明確にした上で、従前と同等の輸送の安全等を確保することが必要ではないか。

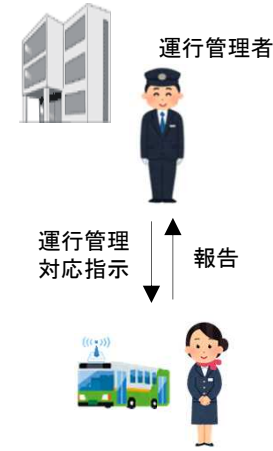
運転者が不在となる自動運転車を用いた自動車運送事業においても、非常時における対応等これまで運転者が担っていた運転操作以外の業務を確実に実施し、運転者が存在する場合と同等の輸送の安全等を確保することが必要ではないか。



想定される運行形態の例

運送事業者の従業員が乗車又は遠隔から運転操作以外の業務を実施

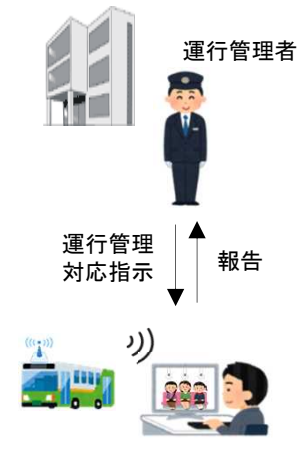
Aバス事業者  
(= 特定自動運行実施者)



従業員が乗車して運転操作以外の業務を実施

又は

Aバス事業者  
(= 特定自動運行実施者)



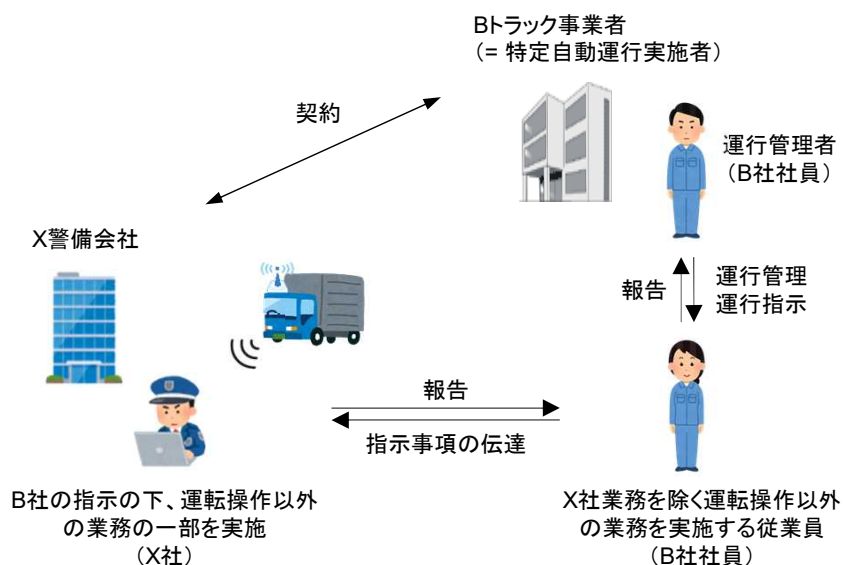
従業員が遠隔から運転操作以外の業務を実施

現時点では運転者に代わりすべての運転操作以外の業務を実施できる機器が存在しないことから、運送事業者は、例えば運転者に代わる従業員を車内又は遠隔に配置することで運転操作以外の業務を確実に実施し、運転者が存在する場合と同等の輸送の安全等を確保する必要があるのではないか。

運送事業者が、運行状態の監視業務や非常時の対応業務等を契約により外部の者に実施させることとする場合においても、運送事業者の責任の下、関係者の責務や役割分担を明確にした上で、従前と同等の輸送の安全等を確保することが必要ではないか。

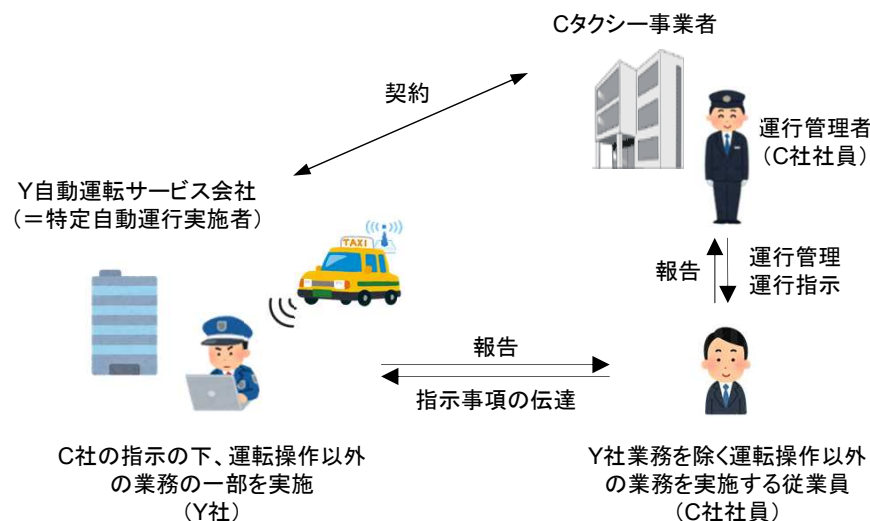
## 想定される運行形態の例

- ・運送事業者が特定自動運行実施者
- ・運転操作以外の業務の一部を外部委託



## 想定される運行形態の例

- ・自動運転サービス会社が特定自動運行実施者
- ・運送事業者はサービス会社を活用して運行
- ・運転操作以外の業務の一部をサービス会社に委託



運送事業者の責任の下で一部業務を外部の者に実施させる場合においても、例えば非常時等において運送事業者が車内の状況を直ちに把握し、的確な対応・指示を行うために必要な設備を運送事業者の営業所内にも設けるとともに、対応について予め規程等に定めさせ、それを遵守させることにより、輸送の安全等を確保する必要があるのではないか。



- 本検討会における検討対象の設定は適切であるか。
- 「基本的な考え方①②」は、自動運転車を用いた自動車運送事業における輸送の安全確保等の観点から補足すべき点等はあるか。
- 運送事業者が「運転操作以外の業務」を確実に実施し輸送の安全等を確保するためには、どのような体制の整備や遵守事項の設定が望ましいか。
- 運送事業者の責任の下で一部業務を外部の者に実施させる場合においても輸送の安全性等を確保するためには、どのような体制の整備や遵守事項の設定が望ましいか。
- その他検討にあたり考慮すべき課題や留意すべき事項はあるか。